

パートナーシップ構築宣言の概要とその背景

2023年2月22日

北海道経済産業局 取引適正化推進室

目次

1. 「パートナーシップ構築宣言」の概要
2. 賃上げ支援の必要性と価格交渉促進月間の取組
3. 北海道におけるパートナーシップ構築宣言の普及促進

1. 「パートナーシップ構築宣言」の概要

「パートナーシップ構築宣言」の概要

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、**サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄**を目指し、「発注者」側の立場から、「**代表権のある者の名前**」で宣言するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と、**新たな連携**（IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等）
 - (2) **下請企業との望ましい取引慣行**（「振興基準」）の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「**未来を拓くパートナーシップ構築推進会議**」（2020年5月）において、導入を決定。

1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

宣言！

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

親会社・発注者

望ましい取引慣行

製造業だけでなく、**多様な業種**に宣言いただけるものです。
部品製造委託等に限らず、社内の**ITシステム運用や清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等**も含めた、幅広い委託・調達場面が想定されます。

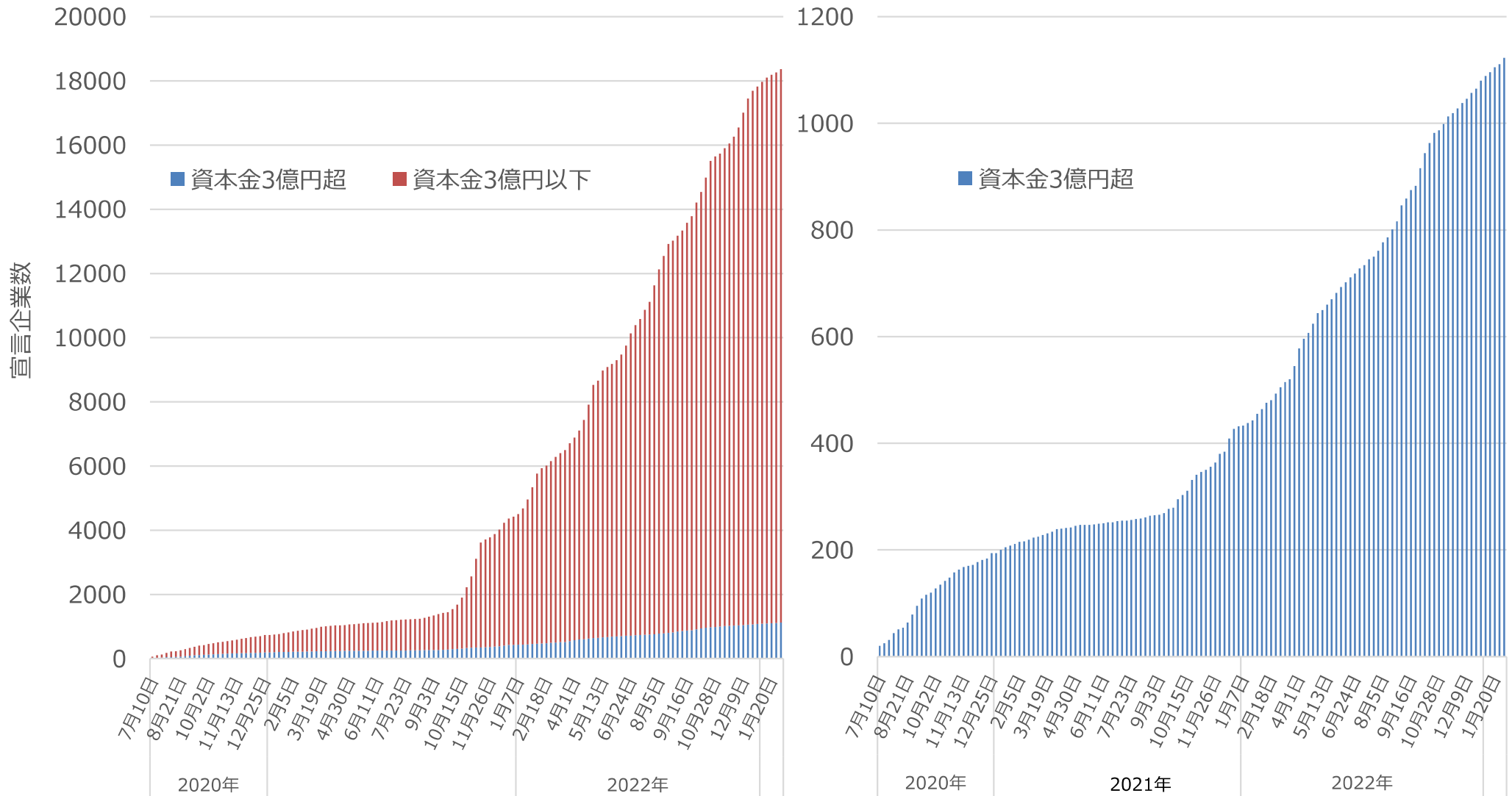
2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 【共同議長】経産大臣、経済再生担当大臣
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、官房副長官（衆・参）、日商、経団連、連合
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日に開催。

パートナーシップ構築宣言（宣言数）

● 2023年2月14日時点で**18,534社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**1,123社**）

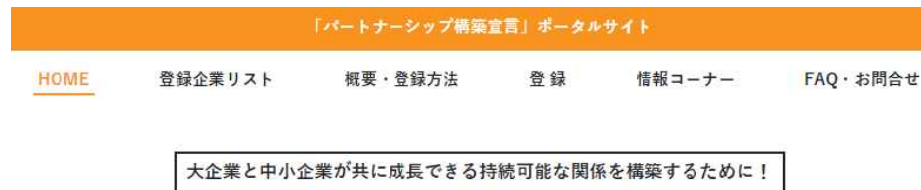
■宣言数の推移



「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義①

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表されます。
- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク



登録企業リスト

現在の登録数

11138社

「パートナーシップ構築宣言」の

概要

登録方法

「パートナーシップ構築宣言」の

登録

【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



■ ロゴマーク

宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができます。



(参考) 「SDGs」の目標

- 3.すべての人に健康と福祉を
- 8.働きがいも経済成長も
- 9.産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10.人や国の不平等をなくそう
- 17.パートナーシップで目標を達成しよう



「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②

- 資本金10億円以上・従業員数1,000人以上の企業は、**賃上げ促進税制**を活用時に**宣言が必要**です。**2022年度から拡充**された税制は、**2023年3月末以降の税務申告から適用**されます。
- 様々な**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

■ 賃上げ促進税制

継続雇用者の**賃金**を引き上げた場合、増加分の**15%以上（最大30%）**を法人税額等から控除。

（適用期間：2022年 4月～2024年3月
に始まる事業年度）

【適用要件】

- 通常要件：継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より**3%以上**増えていること

※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、上記の要件に加え、マルチステークホルダー方針を公表していることが必要

- 上乗せ要件①：継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より**4%以上**増えていること
- 上乗せ要件②：教育訓練費の額が、前事業年度より**20%以上**増えていること

【税額控除】

控除対象雇用者給与等支給増加額の**15%**を法人税額又は所得税額から控除

税額控除率を**10%上乗せ**

税額控除率を**5%上乗せ**

マルチステークホルダー方針の中で、**パートナーシップ構築宣言を公表していることが必要**

■ 補助金における加点措置の一例

① 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

➔ **省エネルギー設備**に入れ替える企業を支援

② 事業再構築補助金

➔ 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った**事業再構築に意欲を有する中堅・中小企業等**を支援。

③ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

➔ 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な**中堅・中小企業等の設備投資等**を支援。

④ コンテンツ海外展開促進・基盤強化支援事業

➔ **収益チャネルの多様化や顧客体験価値の向上を行うコンテンツに関するイベントの実施に関する費用等**を支援。

※ 加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義③

- **コーポレートガバナンス・コード**では、サステナビリティを巡る課題として、「**取引先との公正・適正な取引**」が新たに位置づけられた。
- **また、コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針**においては、**取締役会の役割**として、「**パートナーシップ構築宣言**」の**宣言状況・実行状況を監督**することが新たに位置づけられた。

■コーポレートガバナンス・コード

(東京証券取引所 令和3年6月改訂) 抜粋

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとする**サステナビリティを巡る課題**について、適切な対応を行うべきである。

補充原則2-3① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、**サステナビリティを巡る課題への対応は**、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。

■コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針 (CGSガイドライン)

(平成29年3月策定・平成30年9月、R4年7月改訂)

※2022年7月19日改訂CGSガイドライン抜粋

取引先との公正・適正な取引については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」を**行っているかどうか**についての状況や、宣言している場合にはその**実行状況**について**取締役会が監督**することが有益である。

(宣言の作成・登録方法)

宣言文の作成（ひな形①）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

定型部分
（原則引用）

取組状況に応じ
1つ以上選択し、
内容を記載

定型部分（引用）

タイトル・項目は
定型（引用）※
内容はひな形を元に
作成
※型取引を行っていない場合は②不要

宣言文の作成（ひな型②）

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

○年○月○日

企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

タイトル・項目は
定型（引用）
内容はひな形を元に
作成

任意

代表者名で署名



詳細はポータルサイト上の記載要領をご覧ください。
ご不明点は担当にお問い合わせください。

登録の流れ

- 宣言の登録はポータルサイト上で行います。ポータルサイトからひな型をダウンロードして宣言文の作成し、完成した宣言文をPDF形式でポータルサイト上アップロードし、必須項目を入力して登録します。
- 登録後、3日程度でポータルサイト上に宣言文が公表されます。（宣言文に不備がある場合は事務局からご連絡します。）

① ページ上部のメニューから「登録」をクリック

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 **登録** 情報コーナー FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト

パートナーシップ構築宣言

② ひな形をダウンロードし、宣言文を作成 (宣言文の作成は次ページ以降をご参照ください。)

③ 企業名や業種等、必須項目を入力

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 **登録** 情報コーナー FAQ・お問合せ

HOME > 登録

以下の項目を入力の上、「パートナーシップ構築宣言」をPDFでアップロードしてください。

ひな形 記載見本 記載要領

企業名 ※法人格と社名の間は空けしないでください。 例：株式会社パートナーシップ構築宣言

企業名(ふりがな) ※法人格は入力しないでください。 例：ばーとなーしつぷこうちくせんげん (全角「ひらがな」のみ)

法人番号 ※詳細は 国税庁HP をご覧ください。
※個人事業主の方は「個人事業主」にチェックを入れてください。 例：1234567890123 (13桁の半角数字)
 個人事業主

主な業種 (売上高が最も高い、本宣言内容に最も関係が深いなど、主な事業内容として最も近いものを1つ選) 選択してください

【宣言文をアップロードされる前に確認をお願いします】

■ 「ひな形」の『②型管理などのコスト負担』について 必須

「ひな形」の“2.「振興基準」の遵守”の2番目『②型管理などのコスト負担』について、型（主に製造業における金型等）を活用した取引を行っていない場合には、この項目を削除してください。

型管理の有無について確認しました

④ 作成した宣言文をPDF化し、アップロード

⑤ 入力内容の確認→「登録する」をクリックして登録完了

■ 「パートナーシップ構築宣言」のアップロード 必須

ファイルを選択 選択されていません

※アップロード可能なファイルはPDFのみです。

※作成された宣言文中に、タイトル「パートナーシップ宣言」の後に赤字で例示されている「のひな形」の文字、文中に、※赤字で記載されている説明文、3. その他（任意記載）欄に赤字で記載されている（例）文、以上の説明・例示箇所（いずれも赤字記載）が残っていないかご確認の上、アップロードしてください。

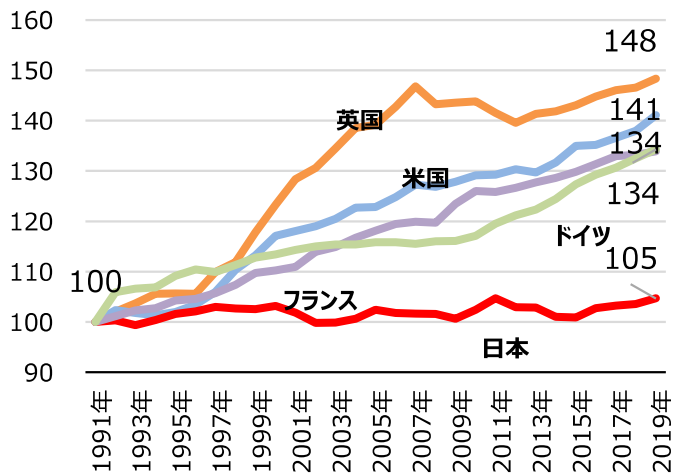
5 **入力内容の確認**

2. 賃上げ支援の必要性と 価格交渉促進月間の取組

賃上げ支援の必要性と政府の取組

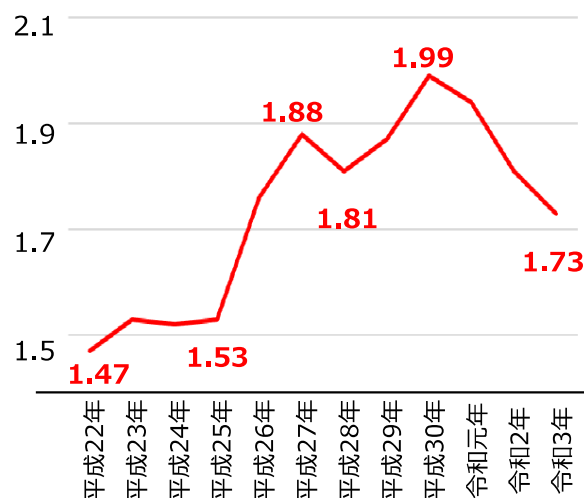
- 新しい資本主義の中で「成長と分配の好循環」を掲げる岸田政権において、企業による賃上げは重要な政策の柱。
- 一方、1人当たりの実質賃金の伸びは、他の先進国と比較して十分でなく、今後伸ばしていくことが重要。
- また、従業員300人未満の企業における春闘賃上げ率は、2012年度以前は1.5%台と低迷していたところ、平成30年度は2.0%近くまで急上昇。しかし、直近（令和3年度）は1.7%台まで低下しており、反転上昇させることが必要。
- 「成長と分配の好循環」を実現するため、賃上げ可能な環境整備に向けて、政府としては取引適正化の取組を推進する。

＜1人当たり実質賃金の推移＞
(1991年=100)



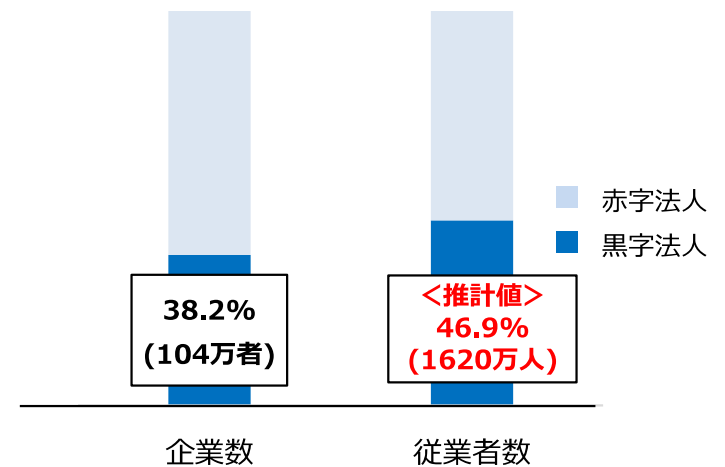
(出所) OECD.Statを基に経済産業省作成。

＜春闘賃上げ率の推移＞
(従業員300人未満)



(出所) 日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答結果」より経済産業省作成。

＜赤字・黒字法人別法人数・従業員数＞
(中小法人)



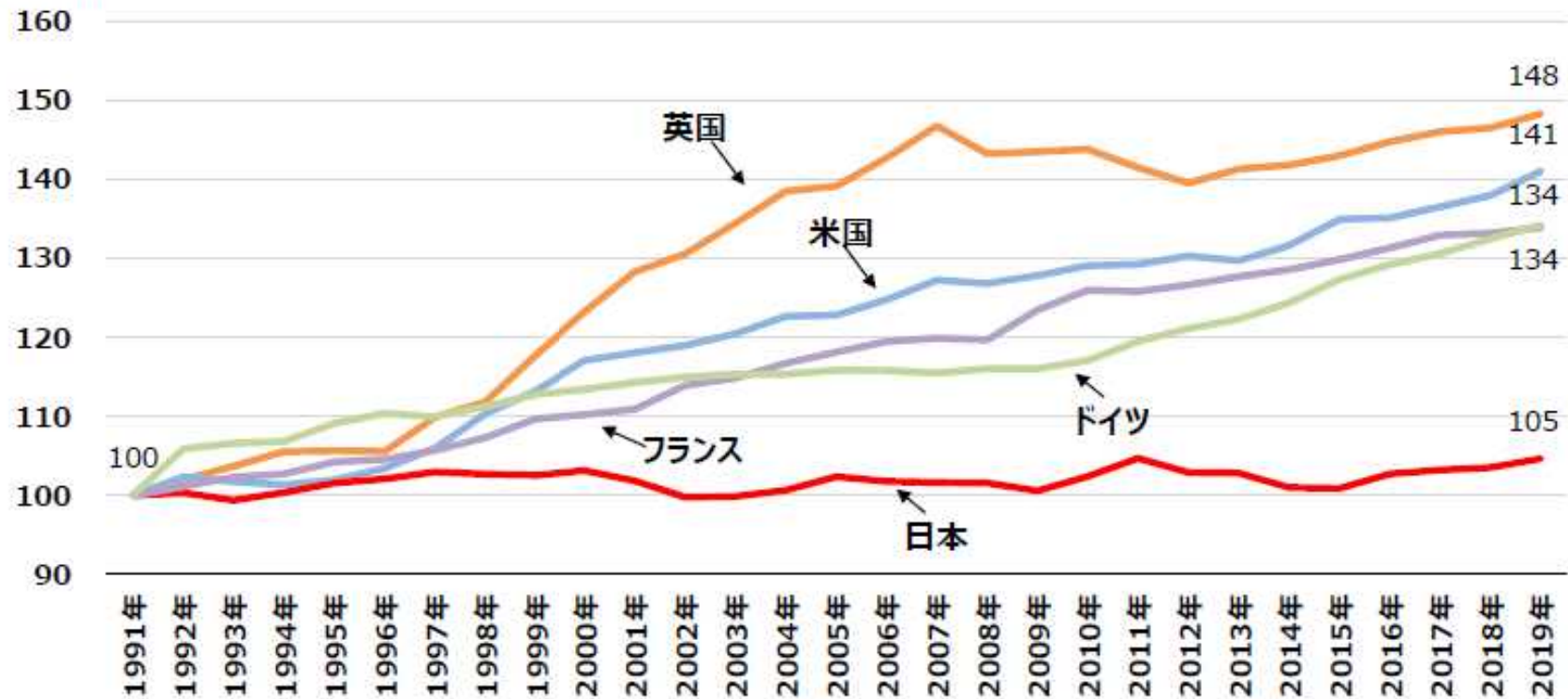
(出典) 国税庁「会社標本調査」、財務省「租税特別措置の適用実態調査」、中企庁「中小企業実態基本調査」より経済産業省作成

1人あたり実質賃金の伸び率の国際比較

○ 先進国の1人あたり実質賃金の推移を見ると、1991年から2019年にかけて、英国は1.48倍、米国は1.41倍、フランスとドイツは1.34倍に上昇しているのに対して、日本は1.05倍にとどまる。

1人あたり
実質賃金
(1991年=100)

1人あたり実質賃金の伸び率の国際比較 (1991年=100)

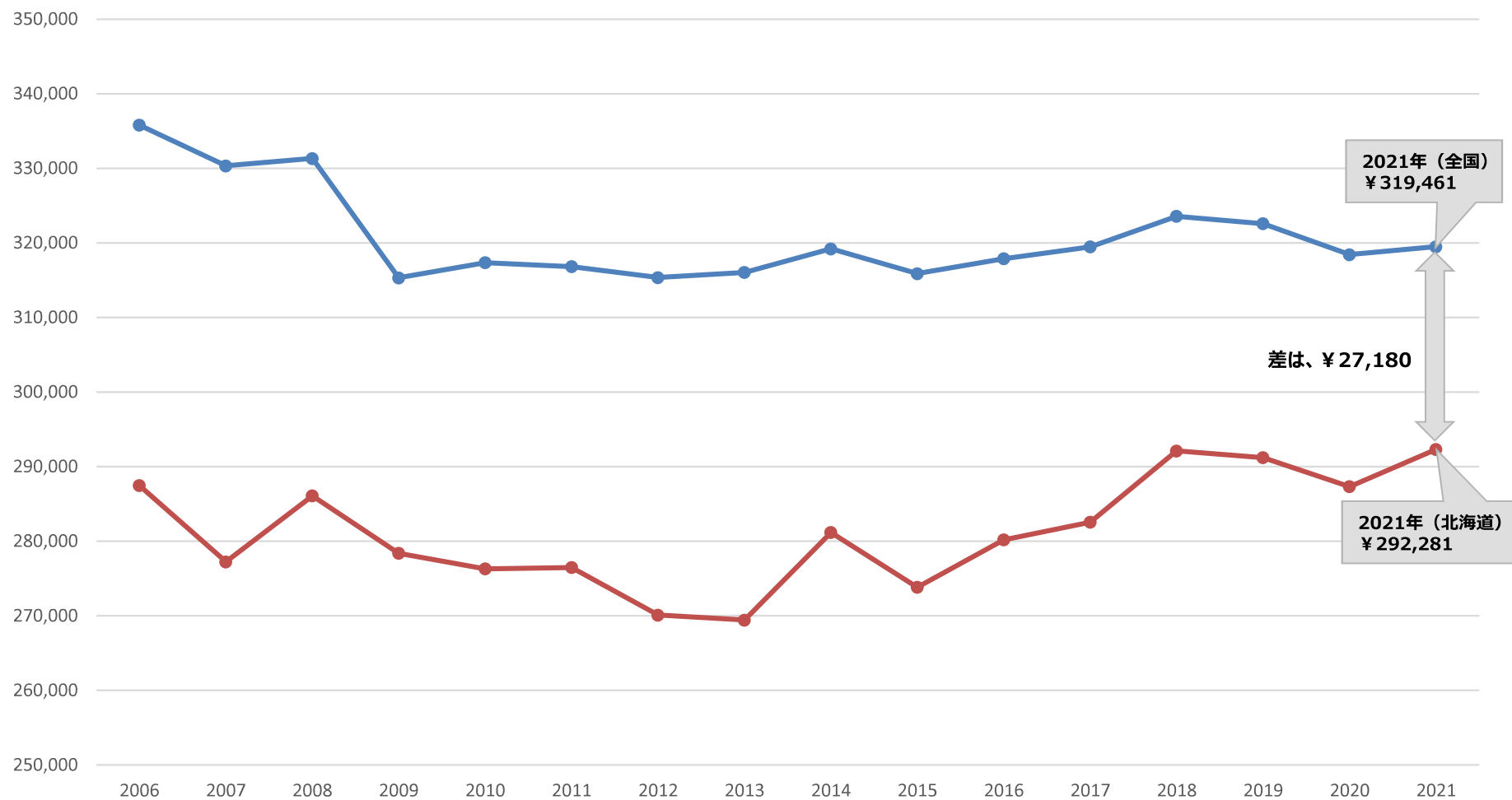


(注) 2019年の米国ドル（購買力平価ベース）により実質化した値。
国民経済計算における「賃金・俸給」を雇用者数で割った上で、雇用者の平均週労働時間に対するフルタイム雇用者の平均週労働時間の割合を乗じて計算された数値。

(出所) OECD.Statを基に作成。

現金給与総額の推移（全国と北海道）

単位：円



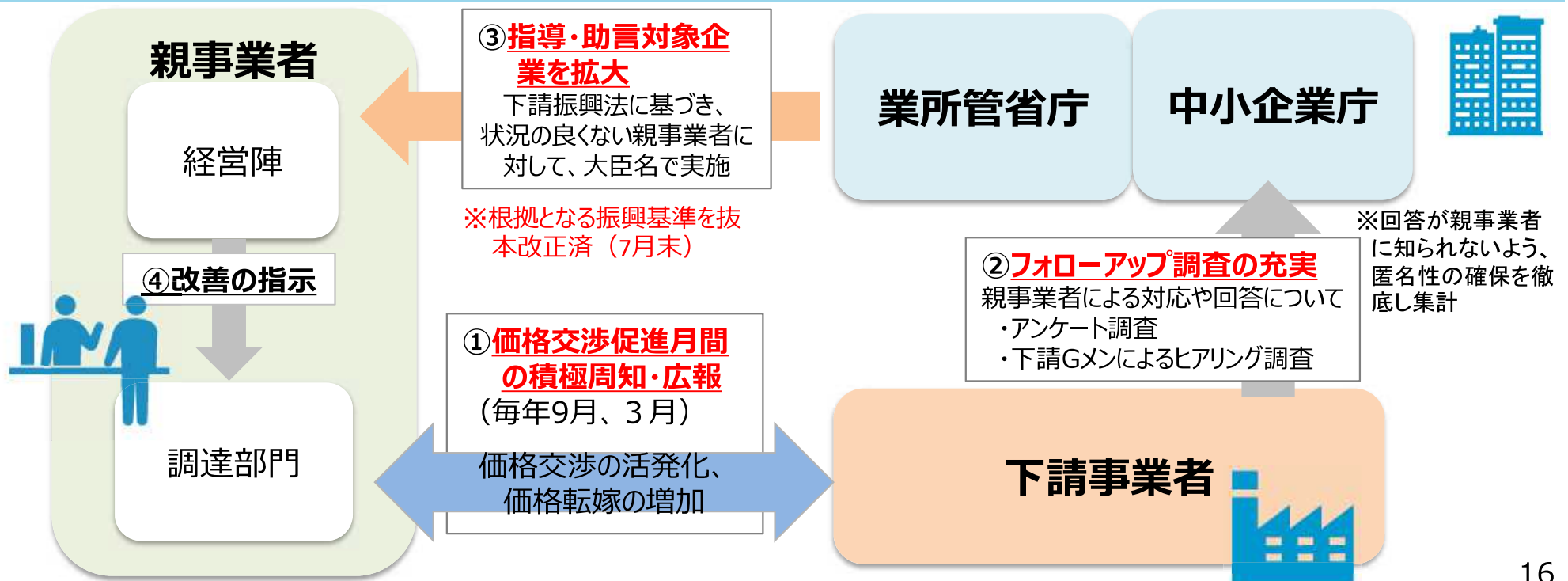
単位：年

● 全国 ● 北海道

出典：毎月勤労統計調査（厚生労働省）

価格交渉促進月間の実施と改善のサイクル強化

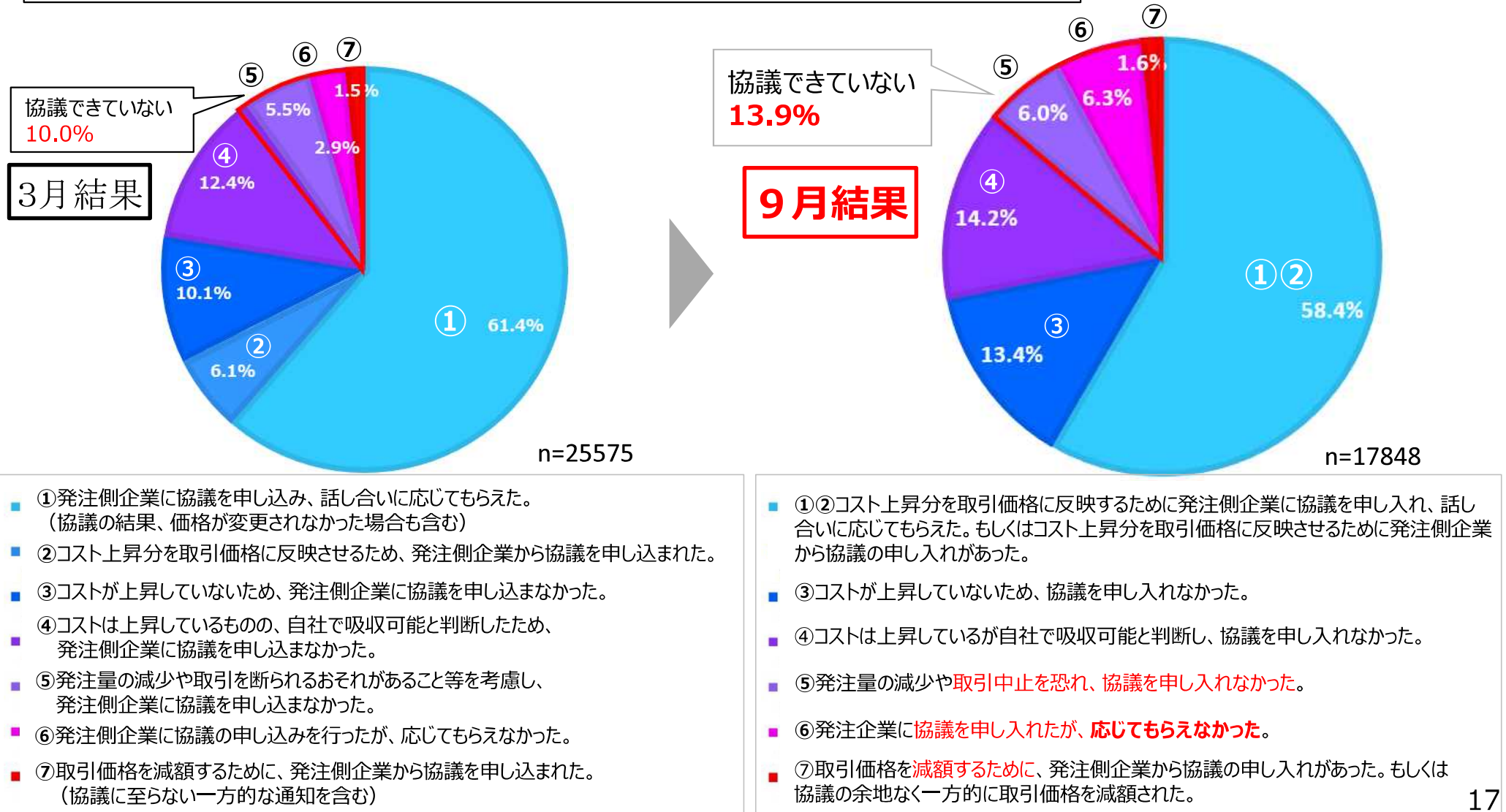
- **毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」とし、実際に交渉や転嫁が出来たか、下請事業者からのフォローアップ調査を実施。**
※大企業の取引先中心に年2回・計30万社へアンケート票を送付→ 数年で大企業取引先に対する調査が一巡する予定。
- フォローアップ調査の結果を踏まえ、**評価が芳しくない親事業者に対し、2021年2月に初めて、業所管の大臣名で、指導・助言を実施。**指導・助言を受けた経営陣の認識が改まり、調達部門に改善指示する例も。
- 今回は、**積極広報・周知**により実効性を向上し、**フォローアップ調査を充実**させるとともに、7月に抜本改正した下請振興基準を活用し、**指導・助言の対象企業を拡大**する。
- 実施と改善サイクルの強化で、**交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。**



価格交渉の状況（9月の価格交渉促進月間フォローアップ調査結果）

- **価格交渉が全く出来ていない企業の割合は、約1割。**（本年3月時点10.0%⇒9月時点13.9%）

問.直近6ヶ月間における貴社と発注側企業との価格交渉の状況について、御回答ください。



価格転嫁の状況【コスト全般】

価格転嫁率は今回初めて公表

- 価格転嫁できた割合は、転嫁率 (※) が3月の約4割 (41.7%) から5割弱 (46.9%) へ増加し、全く転嫁できていない企業の割合が減少するなど (3月22.6%⇒ 9月20.2%)、全体として好転。

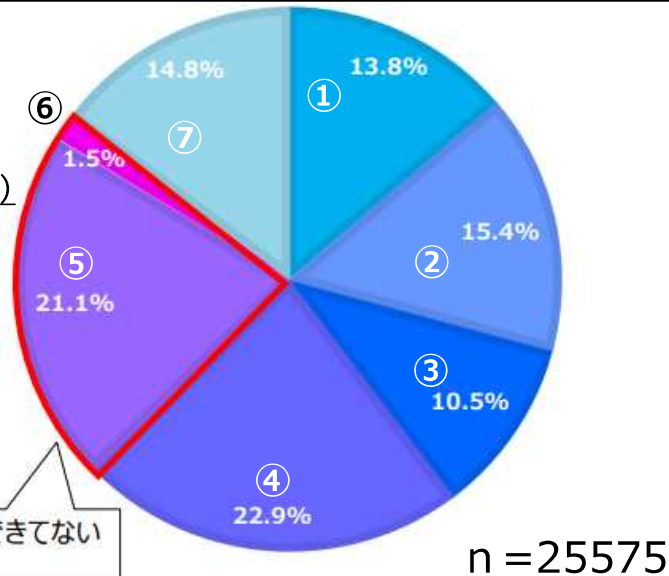
(※) 転嫁率：受注側中小企業のコスト上昇分に対して、発注側企業がどれだけ価格上昇(転嫁)に応じたかの割合

- 一方で、⑥コストが上昇したにも関わらず、逆に減額された企業の割合は増加 (3月1.5%⇒ 9月3.9%)

問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

3月結果

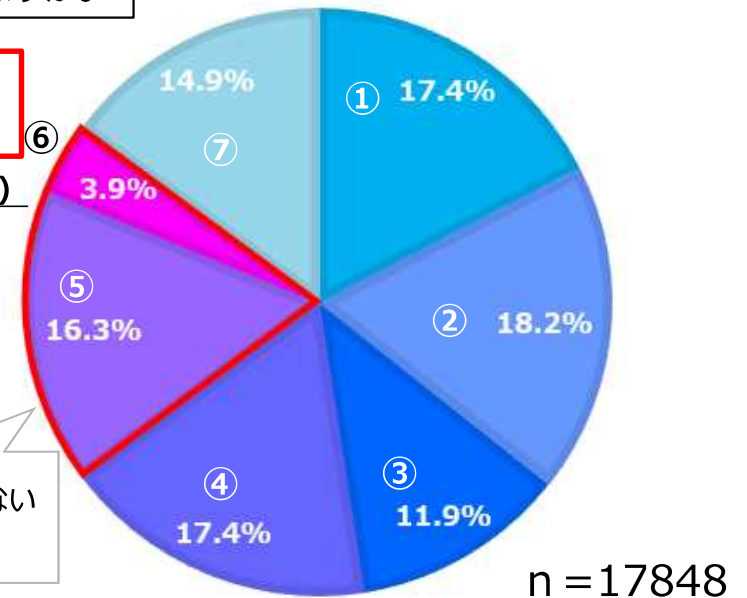
転嫁率(コスト全体)
:41.7%



9月結果

転嫁率(コスト全体)
:46.9%

価格転嫁できていない
20.2%



- ①10割
- ②9割～7割程度
- ③6割～4割程度
- ④3割～1割程度
- ⑤0割 (費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等)
- ⑥マイナス (費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された場合等)
- ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要

- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤0割 (費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等)
- ⑥マイナス (費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された場合等)
- ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要

価格転嫁状況の業種別ランキング（価格転嫁に応じた業種）

- 業種ごとの転嫁率では、転嫁に応じている業種は、石油製品・石炭製品製造、機械製造、製薬 等。
転嫁に応じていない業種は、トラック運送、通信、放送コンテンツ 等。

		コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率			
			労務費	原材料費	エネルギー	
①全体		46.9%	32.9%	48.1%	29.9%	
②業種別	1	石油製品・石炭製品製造	56.2%	40.1%	52.7%	41.5%
	2	機械製造	55.5%	34.9%	57.6%	33.3%
	3	製薬	55.3%	36.7%	55.2%	40.0%
	4	造船	54.4%	37.8%	53.4%	39.3%
	5	卸売	54.2%	35.0%	53.8%	35.6%
	6	電機・情報通信機器	53.2%	35.6%	56.3%	30.1%
	7	化学	53.1%	32.3%	57.1%	31.1%
	8	建材・住宅設備	52.7%	33.4%	53.4%	32.5%
	9	鉱業・採石・砂利採取	52.0%	31.4%	44.5%	37.3%
	10	食品製造	51.2%	35.2%	54.2%	35.2%
	11	金属	49.1%	31.3%	54.5%	30.2%
	12	繊維	48.7%	34.2%	47.2%	35.0%
	13	紙・紙加工	48.5%	28.7%	48.6%	30.7%
	14	電気・ガス・熱供給・水道	47.8%	34.1%	48.9%	31.0%
	15	飲食サービス	46.9%	22.3%	50.1%	21.2%
	16	小売	46.6%	29.5%	48.0%	28.3%
	17	建設	44.8%	38.2%	45.2%	31.5%
	18	不動産・物品賃貸	44.8%	36.7%	46.9%	34.6%
	19	印刷	44.7%	22.6%	46.6%	21.6%
	20	自動車・自動車部品	43.0%	22.4%	49.8%	23.9%
	21	広告	38.9%	30.5%	46.3%	27.7%
	22	金融・保険	38.4%	28.6%	43.2%	21.7%
	23	情報サービス・ソフトウェア	37.1%	46.3%	21.1%	17.5%
	24	廃棄物処理	32.1%	30.0%	31.4%	33.0%
	25	放送コンテンツ	26.5%	39.1%	22.6%	18.1%
	26	通信	21.3%	27.2%	26.3%	17.9%
27	トラック運送	20.6%	15.5%	17.8%	19.2%	
-	その他	43.1%	31.4%	42.6%	27.3%	

【評価方法】

中小企業に、主要な取引先を最大3社選択してもらい、1社ごとに、直近6ヶ月(2022年3月～2022年9月)のコスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたかについて回答を依頼。得られた回答を取引先の業種ごとに名寄せし、業種ごとの転嫁率を単純平均で算出したもの。

※労務費や原材料費、エネルギーの各コストについても同様。

回答欄選択肢	転嫁率
10割	100%転嫁できたと計算
9割	90%
8割	80%
7割	70%
6割	60%
5割	50%
4割	40%
3割	30%
2割	20%
1割	10%
0割	0%
マイナス	-30%

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。
 ※業界毎の順位や点数は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

n=17848

価格交渉・転嫁の回答状況のリスト

2023年2月7日に初めて公表

- 価格交渉促進月間のフォローアップ調査結果（2022年9月）について、より一層の自発的な取引慣行の改善を促し、下請中小企業の振興を図るため、中小企業10社以上から回答があった発注側企業（約150社）について、各社ごとに、受注側中小企業からの①回答企業数（主な取引先として回答した受注側中小企業の数）、②価格交渉の回答状況、③価格転嫁の回答状況を整理したリストを作成し、下請中小企業振興法26条に基づき公表。
- ②価格交渉、③価格転嫁は、受注側中小企業からの回答の平均値（全回答を点数化し、その総和を回答企業数で除したもの）をア、イ、ウ、エの4区分で整理。

○下請振興法 第26条

国は、下請中小企業の振興を図るために必要があると認めるときは、振興基準に定める事項に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

法人番号	発注企業名	回答企業数	価格交渉	価格転嫁
1010001000006	五洋建設株式会社	19	ウ	ウ
1010001008668	JFEスチール株式会社	16	ア	イ
1010001067912	株式会社NTTドコモ	10	イ	ウ

： 約150社

（価格交渉・転嫁の回答状況）

良い

ア：7点以上
イ：7点未満、4点以上
ウ：4点未満、0点以上
エ：0点未満

悪い

公表結果の詳細は中小企業庁ホームページで公表。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

調査結果を点数化・平均化

【価格交渉】

協議実施（10点）、コスト上昇がないので協議を申し入れなかった（5点）、コストを自社で吸収可能と判断し協議を申し入れなかった（0点）、取引中止などおそれ協議を申し入れなかった（-3点）、協議を申し入れるも応じてもらえなかった（-7点）、取引価格の減額を目的に発注企業から協議の申し入れ又は一方的に減額（-10点）

【価格転嫁】

10割転嫁（10点）・・・1割転嫁（1点）、0割（0点）、費用上昇している中減額（-3点）、コスト上昇していないので改定不要（計算対象外）

価格交渉・価格転嫁の状況（価格交渉促進月間（9月）フォローアップ調査の結果（北海道管内の生声））

原材料（主に鋼材）価格の上昇分については、都度、見積りを提出し価格協議を行っている。原材料以外（人件費、電気料金、ガス料金等）については、現在、交渉中（鉄素形材製造業）。

発注先から価格を示され自社の要望は認めてもらえない。材料の木材が3年前と比べ25%～50%値上がりしている。材料費の値上がり分はみってくれるが、労務費、エネルギー費、輸送費、包装資材等のコストは値上げの対象とはなっていない。要望はしても過去からの慣習で協議にはならない。（家具・装備品製造業）

当社単価は殆ど値上げしていなかったが、最低賃金アップなどにより、経営状態も厳しくなっており、今春より本格的に価格交渉を始めている。「トレー」類に関して、春の原材料値上げ時には自社で吸収したが、今秋原材料が再値上げとなったことから、値上げ要請を行っているが、現状は値上げ協議に応じてもらえていない。あまりに強く要請すると転注されかねないか心配である。（パルプ・紙・紙加工品製造業）

エネルギー価格としては重油と電気代上昇の影響が大きい。他に最低賃金の引上げに伴い10月から人件費が上昇する。口頭での値上げ要請しか行っていないが、もうしばらく様子を見ましょう、との回答であり、値上げを了承してもらえていない（食料品製造業）。

3. 北海道におけるパートナーシップ構築宣言 の普及促進

「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」について

- 経済産業省北海道経済産業局及び北海道では、**大企業と中小企業の共存共栄**を目指し、サプライチェーン全体の付加価値増大や**下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言**する「パートナーシップ構築宣言」の普及をより一層促進するため、経済団体や関係機関等を一同に会した「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」を開催。これにより**適正な商慣行の定着による中小企業の賃上げ原資の確保**を図ります。

【開催概要】

- 日時・場所：2023年2月6日（月）14時00分～14時40分 / ホテル札幌ガーデンパレス
- 主催：経済産業省北海道経済産業局、北海道
- 構成機関：12機関
- ＜経済団体＞ 北海道経済連合会 / 北海道経済同友会 / （一社）北海道商工会議所連合会 / 北海道商工会連合会 / 北海道中小企業団体中央会
- ＜労働団体＞ 日本労働組合総連合会北海道連合会
- ＜行政機関＞ 北海道労働局 / 北海道農政事務所 / 北海道経済産業局 / 北海道開発局 / 北海道運輸局
北海道

【議題等】

1. 北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議 開催趣旨及び協力要請について
2. 北海道における取組と協力要請
3. 「協力要請」を受けて構成機関からのご発言
4. 「北海道におけるパートナーシップ構築宣言の普及・促進に関する申し合わせ」について

■ 申し合わせ

北海道におけるパートナーシップ構築宣言の普及・促進に関する申し合わせ

令和5年2月6日

北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議構成員

申し合わせ

政府関係大臣(内閣府、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)、日本商工会議所会頭、日本経済団体連合会会長及び日本労働組合総連合会会長を構成員とした「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」は、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」の取組を普及・促進している。

本取組の拡大によってサプライチェーン全体で生産性を向上させ、その果実を働く人に賃金の形で分配することで、広く国民の所得水準を伸ばし、次の成長を実現していく「成長と分配の好循環」につなげていくことが極めて重要である。

北海道においては関係機関の総力を結集し、「パートナーシップ構築宣言」をより一層普及促進し、親事業者と下請事業者の適正な商慣行の定着や労務費や原材料・エネルギーコストの適切な価格転嫁を推進する。

- パートナーシップ構築宣言を道内企業へ広く浸透させるため、各機関の所掌の範囲の中で周知等を行い、宣言企業の拡大を目指す。
- パートナーシップ構築宣言の実効性を確保するため、支援制度^(※)、講習会・セミナーなど支援施策等の情報を広く発信する。

(※) 各構成機関の支援制度は別紙参照

■ 各構成機関の支援制度(インセンティブ等)

【北海道による支援措置等】<新規>

- 低利な道制度融資の対象に追加
 - ・道の中小企業向け融資制度の中でも低利な貸付区分である『ステップアップ貸付「政策サポート」』の融資対象に追加する。
- 補助金審査時の加点措置
 - ・道内中小企業の新分野・新市場への進出を支援する補助金である「中小企業競争力強化促進事業費補助金」の採択審査時に加点措置を行う。
- プロポーザル方式による契約における加点措置(経済部)
 - ・企画提案内容の審査時に加点措置を行う。
- 官公需における優先発注
 - ・官公需施策の推進において、宣言をした中小企業の受注機会の確保に努めるとともに、関係機関に対しても趣旨を周知し、同様の配慮を働きかける。

【農林水産省による支援措置等】<新規/継続>

- 輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業[加点措置] <継続>
- 食品原材料調達安定化対策事業[加点措置予定] <新規>
 - ・ウクライナ情勢等に関連して価格が高騰している輸入食品原材料を使用している食品製造事業者等に対し、原材料切替等の原材料調達先の多角化や製造ラインの効率化によるコスト削減等の取組を支援。

【国土交通省による支援措置等】<新規>

- モーダルシフト等推進事業[加点措置]
 - ・CO2の排出量の少ない鉄道、船舶輸送への転換(モーダルシフト)、省人化・自動化への転換・促進を支援。

【経済産業省による支援措置等】<継続>

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(14次)[加点措置]
 - ・中小企業者等が直面する制度変更(働き方改革・賃上げ・インボイス導入等)等に対応するため、中小企業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援。
- 事業再構築補助金(第8回)[加点措置]
 - ・新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再構築、又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を支援。
- 賃上げ促進税制[必要要件]
 - ・継続雇用者の賃上げや人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、雇用者給与等支給増加額の一定割合を、法人税額又は所得税額から控除。

「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の様子



【会議全体図】



【北海道経済産業局 岩永局長 開催趣旨説明・協力要請】



【北海道 鈴木知事 北海道における取組・協力要請】



【「申し合わせ」合意後の構成機関集合写真】